

第3次刈谷市男女共同参画プラン 施策体系（新旧対照表）

No.	基本目標	No.	施策	No.	取組	内容	指標案	担当課	No.	具体的な事業	内容	旧No.		
1	男女共同参画の意識づくり	1	男女共同参画に関する啓発活動の推進	1	多様な情報媒体による啓発の充実	市民・事業者等が男女共同参画社会や女性活躍の必要性、意義等に対する理解を深められるよう、広報・啓発を行います。また、情報発信のための多様な手法を導入することで、若い世代への啓発効果を高めます。	広報啓発回数	市民協働課	①	広報紙等による啓発	市民だよりにおける定期的な記事の掲載	1	継続	
									②	ホームページの充実	ホームページにおける啓発の実施	2	継続	
									③	新たな啓発手法の導入	男女共同参画の啓発に資するSNS等の活用		新規	
										啓発業務への参画	リーフレット作成人数	13	除外	
				2	学習機会の提供	市民が正しい男女共同参画の知識・意識を持てるようにするためのイベントの開催や学習機会の提供を行います。	講座参加人数	市民協働課	①	イベントの開催	男女共同参画をテーマとしたイベント、講演会の開催	3	継続	
									②	講座の開催	多様な講座の開催	4 5	継続	
										6 25 26	除外			
		2	子ども・若者の男女共同参画の意識づくり	3	男女共同参画教育の充実	小中学校において、子どもたちが人権の尊重や男女共同参画の重要性について理解を深め、性別にかかわらず進路選択や生き方が出来るようにするための教育を推進します。	小学校への出前講座開催数	学校教育課	①	学校教育の環境づくり	教育現場における配慮	7	継続	
									②	性別に関わりないキャリア教育の推進	職場体験の実施等	8	継続	
									③	性別にかかわらず子育てを学ぶ機会の提供	保育実習の実施	9	継続	
									④	学校行事における配慮	各種学校行事の開催日時への配慮	10	継続	
									市民協働課	⑤	小中学生向けの啓発の実施	学校への出前講座の実施		新規
									生涯学習課	⑥	小中学生向けの啓発の実施	児童生徒向けの啓発情報誌等の作成・配布		新規
				4	教育現場における男女共同参画を促進する環境づくり	「刈谷市教職員特定事業主行動計画」に基づき、教職員等の子育てと仕事の両立や働き方改革、女性活躍を促進することで、子どもたちの生き方や考え方に良い影響を与える環境づくりを行います。	校長・教頭女性割合	学校教育課	①	教育現場における女性活躍の推進	計画的な人材育成の推進		新規	
									②	学校における職場環境の改善	教職員の超過勤務の縮減	42	継続	
									③	教職員の意識の向上	教職員を対象とした固定的な性別役割分担意識を解消する研修等、学習の場への参加促進	43	継続	
									5	高校生・大学生との協働による啓発の推進	高校生や大学生との協働による男女共同参画の広報活動やイベントの実施	イベント参加人数	商工業振興課	①
		②	高校生との協働による推進	高校生との協働による男女共同参画の広報活動の実施	12	継続								
		3	市職員の男女共同参画意識の向上	6	職員研修の実施	さまざまな職員研修を通じて職員の人権・男女共同参画意識を高め、多様性が受容される環境づくりの市のあらゆる施策への男女共同参画の視点の導入を促進します。	研修参加人数	人事課	①	職員研修の実施	キャリアデザインや各種ハラスメント防止等に関する研修の実施	14 15	統合	
									7	「特定事業主行動計画」に基づく職場改革の推進	「刈谷市特定事業主行動計画」に基づき、男性職員の育児休業の取得や家事・育児等への参画を促進し、育児休暇等取得しやすい雰囲気醸成します。	男性職員の産休5日以上の取得率	人事課	①
				②	男性職員の育児参加意識の促進	産休等の取得促進等		新規						
				8	「特定事業主行動計画」に基づく女性活躍の推進	「刈谷市特定事業主行動計画」に基づき、女性を含むすべての職員が、やりがいをもって働き続けることができる環境づくりを進めるとともに、女性職員の管理職登用やスキルアップを進める取組を推進します。	管理職女性割合	人事課	①	市役所女性職員の就業継続支援	メンター制度の実施	21	継続	
									②	イクボスの養成	研修等の実施を通じたイクボスの養成	16	継続	
		③	市役所女性職員の管理職への登用促進							20	継続			
9	さまざまな人へ配慮した環境の整備	公共施設や各種イベント等において、誰もが利用しやすく、参加しやすい環境づくりに配慮します。	託児利用人数	施設保全課	①	公共施設における配慮	施設のハード整備（男性トイレへのベビーチェアの配置、LGBT等への配慮）での多様な人への配慮		新規					
					子育て支援課	②	講座やイベント等における託児の実施	臨時保育室カンガルーームの設置	24	継続				

第3次刈谷市男女共同参画プラン 施策体系（新旧対照表）

No.	基本目標	No.	施策	No.	取組	内容	指標案	担当課	No.	具体的な事業	内容	旧No.		
2	あらゆる分野における女性の活躍促進	1	政策・方針決定過程への女性の参画促進	10	審議会、各種会議への女性委員の登用促進	関係各課への働きかけ等を行うことで、すべての審議会等において女性委員の登用を推進します。	審議会女性割合	総務文書課	①	審議会等への女性委員の登用促進	関係各課等への働きかけ	17	継続	
									②	防災会議における女性委員の登用促進	防災会議における女性の登用促進	37	継続	
				11	女性人材の活用促進	審議会等委員への登用を見据え、セミナー等への人材派遣と名簿の整備を推進します。また、政治分野における女性の参画促進に向けた啓発や情報提供等について検討します。	セミナー派遣人数	市民協働課	①	女性人材の活用促進	セミナー等への人材派遣と名簿の整備	18	継続	
									②	政治分野における女性参画に向けた意識啓発	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を受けた研修等		新規	
		2	職場における男女共同参画の推進	12	女性の就業支援の推進	男女の雇用機会均等や女性活躍、各種ハラスメント防止等に関する研修の実施や就業を希望する女性に対処支援の充実を図り、誰もが安心して働くことが出来る職場環境づくりを促進します。	セミナー参加人数	商工業振興課	①	女性が働きやすい職場環境づくりの推進	雇用主や被雇用者対象の研修実施	22	継続	
									②	女性に対する就業支援	女性対象のセミナーや企業説明会等の開催	23	継続	
				13	女性活躍の促進	職場における女性活躍が促進されるよう、機運の醸成や各種支援の充実、女性起業支援等に取り組めます。	認定事業所数	商工業振興課	①	刈谷市ハーモニーカンパニー認定制度	女性活躍推進に積極的に取り組んでいる事業者を刈谷市ハーモニーカンパニーとして認定		新規	
		②	創業支援の実施						女性の起業や創業に関する支援を行う		新規			
		3	地域における男女共同参画の推進	14	男女共同参画に取り組む人材・団体の育成	男女共同参画に取り組む人材育成を進めるとともに、さまざまな分野で活動する団体に対して支援を行い、市民による主体的な活動を促進します。	団体所属人数	市民協働課	①	女性リーダーの育成	女性リーダーの育成講座開催	27 35	統合	
									暮らし安心課	②	女性団体等への活動支援の充実	かりや消費者生活学校への支援	29	継続
										③	女性団体等への活動支援の充実	赤十字奉仕団（女性団体）への支援	30	継続
									子育て推進課	④	女性団体等への活動支援の充実	地域で活動する子育て支援団体や子育てサークルへの支援	31	継続
										⑤	市民団体等の育成・連携	男女共同参画推進に関わる市民団体等のネットワーク化や育成、支援の充実	28 33 34	再編
		15	誰もが活躍できる場の創出	男女共同参画の推進を目的とした団体活動が活性化するように、人材育成や団体の組織化支援、活動にあたってのさまざまな支援を行います。	イベント参画団体数	市民協働課	①	女性が活躍できる場の創出および団体の創設促進	男女共同参画イベントへの企画運営への参加促進					
							市民協働課	①	地区委員への女性の登用促進	地区委員の女性割合の向上	32	継続		
								②	女性消防団員の加入の促進	消防団員の女性割合の向上	36	継続		
		17	自主防災組織での女性の活躍	地域における防災活動や災害への備えなどにおいて女性の視点が盛り込まれるよう、自主防災組織への女性の参画を促進します。	防災講座女性参加人数	危機管理課	①	防災関係講座への女性の参加促進	多様な開催日時の設定	38	継続			
②	地域の防災活動での男女共同参画の推進						地域の自主防災組織における方針決定過程への女性の参画促進		新規					
③	防災・災害時における女性意見の反映						女性が発言しやすい環境づくりの提示、女性の意見を避難所運営や備蓄品等に反映される仕組みづくり		新規					

第3次刈谷市男女共同参画プラン 施策体系（新旧対照表）

No.	基本目標	No.	施策	No.	取組	内容	指標案	担当課	No.	具体的な事業	内容	旧No.		
3	生活と仕事のバランスがとれたまちづくり	1	働き方改革の推進	18	多様な働き方に関する支援	柔軟で多様な働き方に関する制度等の情報を提供し、市内事業所に対し、長時間労働の削減や生産性の向上を促進します。	研修参加人数	商工業振興課	①	長時間労働の是正手法に関する情報発信	長時間労働の是正手法に関する研修や、先進事例の紹介	39	継続	
										②	テレワーク等に関する情報提供	テレワークやフレックス制度等の柔軟な働き方に関する情報の提供		新規
				19	関係法令の周知、制度の普及促進	ワーク・ライフ・バランスの推進や働き方改革等に関する各種法令、制度等についての情報提供や研修を実施します。	研修参加人数	商工業振興課	①	関係法令の周知、制度の普及促進	各種法令、制度等についての情報提供や研修の実施	40	継続	
				20	企業における女性活躍に向けた取組促進	市内事業所に対し、女性活躍の一層の促進を図るため。県ファミリー・フレンドリー企業登録等の取組みを総合評価落札方式の評価項目に追加し、企業における女性活躍の促進を図ります。	リーフレット配布数	契約検査課	①	企業の男女共同参画意識の啓発	リーフレットの配布	41	継続	
		2	家事・育児・介護への参画促進	21	家事等への参画に関する啓発	さまざまな機会を通じ、男性の家事、育児、介護等の参画の必要性や重要性等についての情報提供や啓発を行います。	講座参加人数		市民協働課	①	学習機会の提供	男性の家事・育児・介護に関する講座の開催	44 46	統合
									健康推進課	②	学習機会の提供	食生活の基本の周知	45	継続
									市民協働課	③	家事・育児等を楽しむことの推進	講話、沐浴体験、妊婦体験等を通じた働きかけ	47	継続
				22	家事等に関する学習機会の提供	家事・育児・介護に関する技術を身につけるための学習機会を提供します。	講座参加人数		長寿課	①	技能習得のための講座の開催	家庭介護についての講座の開催	49	継続
									子育て支援課	②	技能習得のための講座の開催	父親の子育てへの参画を促進する講座の開催	50	継続
												51	除外	
		3	子育て、介護をする家庭への支援の充実	23	子育て家庭への支援の充実	「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て家庭に対する相談や情報提供、交流支援や各種子育て支援サービスの充実を図ります。	ファミリー・サポート・センター登録人数	子育て支援課	①	地域子育て支援拠点事業の充実	地域子育て支援拠点事業実施施設の充実	52	継続	
									②	情報提供の充実	子育てコンシェルジュの配置	53	継続	
									③	各種保育・子育て支援サービスの充実	病児・病後時保育の実施	57	継続	
									④	ファミリー・サポート・センターの充実		59	継続	
				24	保育サービスの充実	「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者の多様な働き方への対応や子育てと仕事の両立を支援するための教育・保育サービスの充実を図ります。	待機児童数	子ども課	①	保育園における低年齢児保育の充実	待機児童解消	54	継続	
②	保育園における延長保育の充実								延長保育実施園の拡大	55	継続			
③	各種保育・子育て支援サービスの充実								一時保育の実施	58	継続			
								56 60	除外					
25	放課後児童クラブの充実	「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、児童の保護者の就労等を支援する放課後児童クラブの充実を図ります。	放課後児童クラブ定員	子育て推進課	①	放課後児童クラブの充実	定員の拡充と活動内容の充実	61	継続					
26	家庭介護に対する支援の充実	性別にかかわらず、誰もが介護に関する知識や技術を学ぶことができるようにするとともに、家庭介護における心理的な負担感の解消を目的とした取組を推進します。	支援プログラム修了人数	長寿課	①	家庭介護に対する支援の充実	家庭介護に関する情報提供、交流事業、介護教室等の開催	64	継続					
								62 63	除外					
27	妊産婦への支援の充実	母親が安心して妊娠・出産期を過ごすことができるよう妊娠届出時や妊娠・子育て応援室（子育て世代包括支援センター）において面接・相談を行い、適切な支援につなげ、切れ目のない支援を行います。	応援室来所人数	子育て支援課	①	妊産婦への相談支援の実施	健康教育や健康相談の実施、援助を必要とする妊産婦等への訪問指導や相談	65 66	統合					

第3次刈谷市男女共同参画プラン 施策体系（新旧対照表）

No.	基本目標	No.	施策	No.	取組	内容	指標案	担当課	No.	具体的な事業	内容	旧No.		
4	安心して暮らせるまちづくり	1	ドメスティック・バイオレンス(DV)をはじめとするあらゆる暴力の防止	28	DVや虐待等あらゆる暴力の防止に向けた啓発	DV等に関する正しい知識の普及や相談窓口の周知等を行うとともに、セクシャル・ハラスメントやさまざまなハラスメント、犯罪等の防止に向けた啓発を推進します。	啓発回数	くらし安心課	①	DVに関する啓発	DVの防止に向けた啓発	67	継続	
									福祉総務課	②	障害者虐待に関する啓発	相談窓口等の情報共有や虐待防止の啓発	68	継続
									長寿課	③	高齢者虐待に関する啓発	相談窓口等の情報共有や虐待防止の啓発	69	継続
									子育て推進課	④	DVや児童虐待の防止に向けた啓発	リーフレット等の作成、周知	70	継続
									くらし安心課	⑤	性暴力や犯罪等への対応	女性が被害に遭いやすい犯罪等に関する啓発や防犯活動など		新規
				29	相談体制の充実	相談窓口における女性相談員の配置や職員による配慮等を行い、DV等の被害者が相談しやすい環境づくりを推進します。	相談員数	くらし安心課	①	相談しやすい環境づくり	女性の相談員の配置	72	継続	
									福祉総務課	②	相談しやすい環境づくり	障害者虐待に関する相談体制の充実、女性の相談員対応	73	継続
									長寿課	③	相談しやすい環境づくり	高齢者のDVや虐待に関する相談支援体制の整備	74	継続
									子育て推進課	④	相談しやすい環境づくり	DVや児童虐待に関する相談支援体制の整備	75	継続
				30	DV等の被害者支援に向けた連携の充実	警察・福祉・保健・医療・教育などの関係機関及び「要保護者対策地域協議会」との連携を強化し、DV等の被害者の保護・自立支援を行います。	実務者会議開催数	くらし安心課 福祉総務課 長寿課 子育て推進課	①	DV等の被害者支援に向けた連携の充実	警察・福祉・保健・医療・教育などの関係機関と連携、「要保護者対策地域協議会」との連携	76	継続	
		くらし安心課	②						被害者の保護等	DV被害者の一時保護や自立支援等を行う		新規		
		2	生涯を通じた健康づくりへの支援	31	心と体の健康に関する啓発等の実施	生涯を通じた心と体の健康づくりに移管する情報発信や啓発を行います。また、若い世代に対し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを含む性に関する知識の普及を進めます。	啓発回数	健康推進課	①	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの広報等による啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの多様な啓発	77	継続	
									学校教育課	②	思春期の保健対策と健康教育の推進	性に関する正しい知識等を学ぶ機会の充実	78	継続
												79 82 83	除外	
				32	がん検診など、健康診査事業の充実	各種がん検診等の受診率の向上を図り、疾病の早期発見・早期治療を促進します。	がん検診受診率	健康推進課	①	がん検診など、健康診査事業の充実	がん検診等の受診率の向上	80	継続	
				33	スポーツにおける男女共同参画（女性活躍）	総合型地域スポーツクラブの育成を通じ、障がいを通じた健康づくりのためのスポーツ活動を促進します。また、スポーツ活動や団体等の方針決定過程における女性の参画を促進します。	スポーツクラブ 女性会員割合	スポーツ課	①	総合型地域スポーツクラブへの支援		84	継続	
				3	さまざまな困難を抱える市民への支援の充実	34	ひとり親家庭等への就労支援・自立支援	就業や子育て、生活等のさまざまな面で困難を抱えやすく、経済的に不安定になるリスクが高いひとり親家庭等に対し、相談や経済支援、自立支援等を総合的に推進します。	相談員数	子育て推進課	①	相談しやすい環境の整備	母子等自立支援員による支援	85
		②	自立に向けた支援								ひとり親家庭の父母への自立支援	86	継続	
		③	経済的な支援の充実								ひとり親家庭及び寡婦への経済的な支援	87	継続	
		④	家庭生活支援員の派遣								ひとり親家庭及び寡婦への家庭生活支援員の派遣	88	継続	
35	外国人市民が相談しやすい環境づくり	言語や文化・価値観、生活習慣等が異なる外国人市民が困難を抱えることがないよう、多言語での情報提供や相談を実施します。	相談員数			くらし安心課	①	外国人市民が相談しやすい環境づくり	外国人市民への相談の充実	89	継続			
36	障害のある人等に対する相談体制の充実	障害がある人への相談や心の健康等に関する相談支援を行います。	相談員数	福祉総務課	①	心の健康づくり	健康教育、健康相談等の実施と精神保健福祉士等専門のスタッフの確保	81	継続					
					②	相談体制の充実	障害のある人への相談体制	90	継続					
37	生活困窮者への自立支援	社会的孤独や生活困窮など困難を抱えた市民に対し、相談や経済支援、自立支援等を総合的に推進します。	支援人数	生活福祉課	①	生活困窮者への支援	生活困窮者自律支援事業の推進	91	継続					
38	多様な性のあり方に対する理解促進	多様な性のあり方への理解促進のため、市民等への啓発を行います。また、性的少数者である事を理由に困難な状況に置かれることがないよう、さまざまな場面における配慮を行います。	講座参加人数	市民協働課	①	多様な性のあり方に対する理解促進	LGBT等に関する正しい知識や理解の促進		新規					
事業終了につき削除												48 71		